

2026 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丸 山 雄 平
(コード番号 6085 東証グロース)
問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 兵庫 久昭)
(TEL. 03-6262-1256)

第三者割当による第 5 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び
第 1 回無担保社債（私募債）の発行並びに新株予約権の割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 28 日開催の取締役会において、以下のとおり、EVO FUND（以下、「EVO FUND」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当の方法による第 5 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）及び第 1 回無担保社債（以下、「本社債」といいます。）を発行すること並びに本新株予約権の割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）及び総数引受契約を割当予定先との間で締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本社債及び本新株予約権の発行並びに本割当契約の締結を総称して「本第三者割当」といい、本社債及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026 年 10 月 14 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	280,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 4,200,000 円 (本新株予約権 1 個につき 15 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	28,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 本新株予約権について、上限行使価額はありせん。 本新株予約権について、下限行使価額（下記「(6) 行使価額及び行使 価額の修正条件」において定義します。）は 58 円（但し、本新株予約 権の発行要項第 11 項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行 使価額においても、潜在株式数は 28,000,000 株です。
(5) 調 達 資 金 の 額	3,224,200,000 円（差引手数料概算額：3,215,921,000 円）（注） (内訳) 新株予約権発行による調達額：4,200,000 円 新株予約権行使による調達額：3,220,000,000 円
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	(1) 当初行使価額は 115 円とします。 (2) 本新株予約権の行使価額は、割当日の 2 取引日（株式会社東京証券 取引所（以下、「取引所」といいます。）において売買立会が行われ る日をいいます。以下同じです。）後に初回の修正がなされ、以 後 1 取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が 行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本 規定に基づく修正が行われる場合、行使価額は、各修正日に、当該 修正日に先立つ 5 連続取引日（以下、「価格算定期間」といいま す。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）にお いて取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうちの最も 低い値の 100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を 下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当 該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合に は、行使価額の修正は行いません。また、いずれかの価格算定期間 内の取引日において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づ く調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内 の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終 値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。

	(3) 上記第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が、制限超過行使（下記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要 <本新株予約権> ③制限超過行使の禁止」に定義します。以下同じです。）に該当する場合であって、本項第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年9月28日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）（以下、「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 (4) 本新株予約権の行使価額の下限（以下「下限行使価額」といいます。）は、当初58円とします。下限行使価額は本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8) 新株予約権の行使期間	2026年10月15日から2027年5月17日までとします。
(9) その他	(1) 当社は、割当予定先との間で、本日付で、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本割当契約を締結いたします。また、当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、EVO FUNDとの間で、総数引受契約を締結する予定です。 (2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1か月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）の2週間以上前に本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」といいます。）又は本新株予約権者の関係会社へ通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へ到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとします。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 (3) 当社は、2027年5月17日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、残存する本新株予約権の全部を取得します。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達資金は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。

※本新株予約権（コミット・イシュー）の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（28,000,000株）をあらかじめ定め、本割当契約の定めに従い、本新株予約権の払込期日の翌取引日以降、原則として、2026年12月25日までに35,000個以上の本新株予約権の行使をすることがEVO FUNDによりコミット（部分コミット①（下記に定義します。））されている設計です。またそれに加えて、原則として、2027年2月10日（当日を含む。）までに112,000個以上の新株予約権の行使をすることがEVO FUNDによりコミット（部分コミット②（下記に定義します。））されて

おります。

部分コミット①及び部分コミット②の組み合わせが本新株予約権の特徴であり、その概要は下記のとおりとなります。

	第5回新株予約権
発行数	280,000 個
発行価額の総額	4,200,000 円
行使価額の総額	3,220,000,000 円 (注)
行使想定期間	本新株予約権の払込期日の翌取引日である 2026 年 10 月 15 日から 2027 年 5 月 17 日まで (コミット期間延長事由(下記「1. 募集の概要 (2) 資金調達方法の概要 ①行使コミット条項」に定義します。)発生時を除きます。)
行使価額	修正日に先立つ5連続取引日の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうちの最も低い値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)
部分コミット①	2026 年 12 月 25 日(当日を含む。)までに 35,000 個以上の本新株予約権の行使を原則コミット
部分コミット②	2027 年 2 月 10 日(当日を含む。)までに 112,000 個以上の本新株予約権の行使を原則コミット
下限行使価額	58 円 (発行決議日直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額)

(注) 上記行使価額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境等により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

① 当社グループの事業概要

当社グループは、当社及び連結子会社により構成されており、全国約 3,000 名の登録建築家とのネットワークを基盤として、建築家、建設会社及び顧客を有機的に結びつけるプラットフォーム型ビジネスモデルを構築し、住宅、リフォーム、商業施設等の設計・施工に係るワンストップサービスを提供しております。当該ビジネスモデルにおいては、加盟建設会社等が運営するスタジオを拠点とし、イベントや会員組織を通じた顧客獲得、建築家とのマッチング、設計・施工契約へと至る一連のプロセスを体系化している点に特徴を有しており、主な収益源は加盟建設会社等から収受するロイヤリティ収入であります。当社グループは、「建築家、建設会社及び顧客が価値を共有するプラットフォームを構築し、住まい及び暮らしに関する新たな価値を提供する」ことを基本的な経営理念とし、顧客満足の向上及びネットワーク価値の最大化を通じて、持続的な企業価値の向上を図る方針としております。

また、当社グループは、前連結会計年度まで、従来の「住まい」関連事業に加え、「暮らし」関連事業及び「投資関連事業」の3セグメントを設定し、事業基盤の多様化を進めてまいりました。「住まい」関連事業においては建築家ネットワークの拡充及びスタジオ展開を推進し、「暮らし」関連事業においてはライフスタイル領域(衣・食・住・遊・健)における商品・サービス提供を通じた顧客接点の拡張、「投資関連事業」においては投融資や事業投資を通じた収益機会の創出を志向してまいりました。

しかしながら、当社グループを取り巻く事業環境は、中長期的な新設住宅着工戸数の減少傾向に加え、住宅ローン金利の上昇、土地価格及び建設コストの高騰等により、住宅取得マインドの低下が見られるなど、厳しい状況が継続しております。また、当社の収益構造はロイヤリティ収入への依存度が高く、景気循環や住宅市場の動向の影響を受けやすい特性を有しております。

このような環境認識のもと、当社は「収益構造の改革」と「財務基盤の強化」を重要課題として掲げ、2024 年 3 月 12 日付で公表した中期経営計画(2025-2026)(以下「2024 年中期経営計画」といいます。)において、『住』ビジネスから『暮らし』提案企業へ」を基本方針とし、事業ポートフォリ

オの再構築、事業多様化及び海外展開を推進してまいりました。また、当該計画の遂行に必要な資金を確保するため、同日付で第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を実施いたしました。

もっとも、その後の検証において、当初想定していた事業シナジーや新規事業の収益化が計画どおり進展せず、また過度な資金流出リスクが顕在化する可能性があることが認識されました。このため当社は、2025 年 11 月開催の臨時株主総会における大幅な経営体制の見直しを契機として、事業全体の精査及び再評価を実施した結果、従来の多角化戦略について抜本的に見直しを行いました。

これを受け、当社は「原点回帰」を基本的な経営判断とし、当社の本源的な競争優位である建築家ネットワークを軸とした事業へ経営資源を集中する方針へ転換しております。加えて、収益性及び戦略適合性の観点から、連結子会社の整理を進め、前連結会計年度において、シンガポール子会社 SUPASPACE PTE. LTD.、MED 株式会社及び株式会社トルネードジャパンの全株式並びに株式会社チャミ・コーポレーションの保有株式の全部を譲渡し、これら 4 社を連結の範囲から除外するなど、グループ構造のスリム化を図りました。

さらに当社は、従来の「建築家提案サービス事業」（新報告セグメントにおいては「建築家提案事業」に含めております。）に加え、新たな収益の柱として「環境関連事業」及び「海外・IT 事業」を位置付け、事業再生の加速を図っております。特に環境関連事業については、当社が従前より取り組んできた亜臨界水反応技術（ALIN）（前連結会計年度までは「投資関連事業」に区分しておりましたが、2027 年 2 月期より「環境関連事業」に移管しております。）を中核とし、加えて新規技術である「SEAG フィルム」や「プラチナプレミアムコート」等の展開を通じて、収益基盤の構築を進めております。亜臨界水反応プラントについては提携先における新工場の稼働開始が予定されており、既に複数の引き合いを受けていることから、今後の事業拡大が期待されております。

当社グループは、日本最大級の建築家ネットワークという基盤を活用し、「次世代に負担を残さない社会の実現」という観点から環境関連事業を成長領域として位置付け、将来的な収益の柱への育成を目指しております。

また、海外・IT 事業においては、従来の営業支援機能から収益創出機能への転換を図り、海外パートナーとの事業連携やソフトウェア開発等を通じた新たな収益機会の創出に取り組んでおります。

その一環として、当社は、2026 年 3 月、カナダ・トロントを拠点とする AI 開発企業である PERMITS AI INC.（以下「PERMITS AI 社」といいます。）との間で、建築設計・都市開発領域における DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することを目的とした基本合意（MOU）を締結し、その後、同月 31 日付で PERMITS AI 社の全株式を取得し、完全子会社化しております。

PERMITS AI 社は、土地情報、都市計画、各種法令及び建築規制等の行政データと生成 AI 技術を組み合わせることにより、土地活用の最適解をリアルタイムで可視化する都市インテリジェンスプラットフォームを開発しており、敷地条件及び周辺環境を踏まえた設計提案の高度化、並びに建築確認申請等の許認可手続に係る負担の軽減及び効率化を可能とする技術基盤を有しております。

当社は、PERMITS AI 社の当該技術を当社の建築家ネットワーク及び設計・提案プロセスに統合することにより、従来人手に依存していた設計検討や法規制確認等のプロセスの効率化を図るとともに、顧客に対する提案スピード及び付加価値の向上を実現し、次世代の建築設計プラットフォームの構築を目指しております。

また、PERMITS AI 社を当社グループの北米地域における拠点として位置付けることにより、海外市場への展開基盤として活用するとともに、グローバルでの事業拡大の可能性についても検討を進めてまいります。

当社グループとしては、当該 AI 技術の活用を通じて、建築設計プロセスの高度化・効率化を図るとともに、環境事業との連携を含めた新たな付加価値創出を推進し、収益機会の拡大に取り組んでまいります。

一方で、当社は、事業ポートフォリオの見直し及び経営体制の再構築を進める過程において、コーポレート・ガバナンス体制の更なる整備及び内部統制の実効性向上が重要な経営課題であるとの認識に至りました。特に、過年度における経費支出等に関し、事実関係の確認を要する事項が認識されたことを踏まえ、当社は、上場会社としてのコンプライアンス遵守及び適切なガバナンスの確保の観点から、当該事項に関する客観的かつ独立的な調査が必要であると判断し、2025 年 7 月 25 日、社内調査委員会を設置することを決議いたしました。

当該調査委員会は、外部の弁護士 1 名並びに当社の監査等委員である取締役 2 名により構成され、その後、調査の進捗に応じて事実関係の精査が進められました。2025 年 10 月 3 日付で公表した経過開示のとおり、当社は当該調査委員会より中間報告書を受領しており、当該中間報告書においては、一部経費に関する不適切な事象の認定及び追加的な検証を要する事項が指摘されております。もっとも、その後、当社と当該調査委員会を構成する外部弁護士との契約関係に関し追加的な検討を要する事象が生じたことを踏まえ、当社は、調査の客観性及び独立性を更に高める観点から、調査体制の見直しを行った上で、追加的な調査及び検証を継続することといたしました。

また、当社は、こうした調査対応と並行して、経営体制そのものの見直しも進めてまいりました。

すなわち、2025 年 8 月 12 日付で臨時株主総会招集のための基準日設定を公表し、その後の事業環境、調査の進捗状況及び経営体制整備の必要性等を総合的に勘案した結果、当該基準日の取消しを決定した上で、改めて 2025 年 10 月 25 日付で臨時株主総会の招集通知を発出し、取締役の異動を含む経営体制の整備に関する議案を株主の皆様にお諮りいたしました。これら一連の対応は、いずれも当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び経営の透明性確保を企図したものであり、調査委員会対応及び各種改善施策の実行に向けた基盤整備として位置付けられるものであります。

その後、整備し直された体制のもとで調査を継続した結果、当社は、2025 年 12 月 29 日付で社内調査委員会より最終報告書を受領するに至りました。当該最終報告書においては、コーポレート・ガバナンス上一定の改善を要する課題が指摘されたものの、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす事象は認定されておらず、また、当社グループの事業継続性に重大な影響を与えるものではない旨が示されております。

当社は、当該最終報告書の内容を真摯に受け止め、再発防止策を策定のうえ、2026 年 3 月 4 日に「再発防止策の策定に関するお知らせ」を開示しており、今後は、内部統制の強化、コンプライアンス意識の徹底、取締役会及び監査等委員会の機能強化その他のガバナンス施策の着実な実行を通じて、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に取り組んでまいります。

以上のように、当社グループは、2024 年中期経営計画に基づく事業の多角化及びその後の見直し、連結子会社の整理を含む事業再編、経営体制の見直し並びにコーポレート・ガバナンス体制の再整備を相互に関連付けながら進めてまいりました。しかしながら、これら一連の施策は、短期的には連結子会社 4 社の譲渡に伴う多額の関係会社株式売却、事業整理に係る特別損失の計上、のれんの一括償却その他の会計上の影響を伴うものであり、当社グループの直近の経営成績に対して重要な影響を及ぼしております。

2025 年 3 月期の連結業績につきましては、売上高 897 百万円、営業損失 112 百万円、経常損失 92 百万円、親会社株主に帰属する当期純損失 79 百万円となり、1 株当たり当期純損失は 8.83 円となりました。

また、当社は 2025 年 6 月 27 日開催の定時株主総会決議により決算期を 3 月 31 日から 2 月末日に変更しており、これに伴い、2026 年 2 月期は 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日までの 11 か月間の変則決算となっております。当該期間における連結業績につきましては、売上高 658,989 千円、営業損失 559,032 千円、経常損失 550,658 千円、親会社株主に帰属する当期純損失約 600 百万円となり、1 株当たり当期純損失は 53.18 円となりました。

当該損失の主要因は、前連結会計年度における連結子会社 4 社の譲渡に伴う関係会社株式売却損及び事業整理関連費用等の特別損失の計上、並びにのれんの一括償却等によるものであります。なお、当該期においては、営業活動によるキャッシュ・フローも△656,165 千円となっております。

財政状態につきましては、当該特別損失の計上等を主因として、2026 年 2 月期末における純資産は△223 百万円となり、当社グループは債務超過の状態にあります。また、自己資本比率についてもマイナスとなっており、財務基盤の脆弱性が引き続き顕在化しております。加えて、2026 年 2 月期末の現金及び預金残高は約 89 百万円にとどまっております。さらに、2027 年 2 月期第 1 四半期においても、売上高は 80 百万円（前年同期比 62.9%減）、営業損失 179 百万円（前年同期営業損失 200 百万円）、経常損失 178 百万円（前年同期経常損失 208 百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失 179 百万円（前年同期親会社株主に帰属する四半期純損失 130 百万円）となるなど、業績回復には至っておりません。また、2026 年 5 月末時点の現金及び預金残高は 74 百万円まで減少し、純資産額は△402 百万円（前期末時点における純資産は△223 百万円）となり、債務超過額は更に拡大しております。なお、当該債務超過の状態は、当社が現在直面する財務的制約及び後述する上場維持基準への不適合の直接的な原因をなしております。

当社グループとしては、今後、建築家ネットワークを活用したコア事業の収益力強化を図るとともに、環境関連事業、海外・IT 事業等の成長領域については、収益性・資本効率・シナジーの観点から選別的に育成を進め、あわせて適切な資本政策により財務基盤の改善及び事業基盤の安定化を図る方針です。

(単位: 百万円)	2022年3月期 (通期)	2023年3月期 (通期)	2024年3月期 (通期)	2025年3月期 (通期)	2026年2月期 (通期)
売上高	737	553	592	897	658
営業利益(△損失)	△260	△349	△216	△96	△559
経常利益(△損失)	△318	△352	△236	△92	△550
親会社株主に帰属する 当期純利益(△損失)	△348	△427	△361	△79	△600
営業キャッシュフロー	△211	△319	△204	△84	△656

総資産額	1,242	720	544	2,131	411
純資産額	586	159	63	235	△223
現金及び預金残高	697	313	263	211	89

(注) 2026 年 2 月期は、決算期変更に伴う 11 か月間の変則決算であり、他期との単純比較はできません。

② 資金調達の目的及び理由

当社グループの資金繰りの状況につきましては、極めて緊張度の高い水準で推移しております。2026 年 5 月末時点における当社グループの現預金残高は約 74 百万円にとどまっており、当社グループの事業規模、固定的な運転資金需要並びに毎月の人件費、地代家賃その他の経常的支出水準に照らしますと、内部留保された手元流動性のみによって相当期間の事業継続を確保することは困難な状況にあります。

加えて、当社グループは、金融機関等からの借入金として、短期借入金（1 年内返済予定の長期借入金を含む）262 百万円及び長期借入金 146 百万円を計上しており、特に、大通投資株式会社からの借入金 60 百万円、TREASURE LINK ENTERPRISES LIMITED からの借入金 60 百万円並びに EXPRESSWAY ENTERPRISES LIMITED からの借入金合計 180 百万円については、いずれも 2026 年 10 月 31 日に返済期限の到来が予定されております。このように、近接した時期に複数の借入金の返済期限の到来が見込まれており、当該借入金の返済原資の確保は喫緊の課題となっております。当社の本日時点における流通株式比率は約 60%と想定しているところ、本件の部分コミット①及び部分コミット②により EVO FUND が取得した当社普通株式は、行使後、市場で売却される予定であり、実際に部分コミット①及び部分コミット②により EVO FUND が取得した当社普通株式が市場で売却された場合には、流通株式比率は、部分コミット①期間（下記「(2)資金調達方法の概要 ①行使コミット条項」に定義します。）後には 2.96%（350 万株）、部分コミット②期間（下記「(2)資金調達方法の概要 ①行使コミット条項」に定義します。）後には 8.88%（1,120 万株）、それぞれ向上する見込みです。

借入金への対応につきましては、リファイナンス（借換え）による対応も検討の対象としておりますが、当社グループが前記「①当社グループの事業概要」に記載のとおり連結子会社 4 社の譲渡に伴う多額の特別損失の計上を主因として債務超過の状態にあり、かつ「継続企業の前提に関する注記」が付されている現状に鑑みますと、金融機関等との間で従前と同条件によるリファイナンスが成立するかについては不確実性が存在しており、また、追加的な担保の提供や条件変更を求められる可能性があります。

さらに、当社は、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準との関係においても重要な課題に直面しております。2026 年 5 月末時点において、時価総額基準については適合しているものの、流通株式比率基準及び純資産の額基準については適合しておらず、改善期間に入っております。

当該基準は、2027 年 2 月末までに、流通株式比率を 25%以上とし、かつ純資産の額を正とすることが求められており、これらの基準に適合しない場合には、監理銘柄への指定を経て整理銘柄へ移行し、最終的には上場廃止となる可能性があります。

このうち、純資産の額基準への適合は、当社が債務超過の状態にある現状において極めて重要な経営課題であり、資本金の調達による財務基盤の強化が不可欠であります。また、流通株式比率基準の改善に向けても、資本政策の実行を通じた株主構成の見直し及び市場流動性の向上が求められております。当社の本日時点における流通株式比率は約 60%と想定しているところ、本件の部分コミット①及び部分コミット②により EVO FUND が取得した当社普通株式は、行使後、市場で売却される予定であり、実際に部分コミット①及び部分コミット②により EVO FUND が取得した当社普通株式が市場で売却された場合には、流通株式比率は、部分コミット①期間（下記「(2)資金調達方法の概要 ①行使コミット条項」に定義します。）後には 2.96%（350 万株）、部分コミット②期間（下記「(2)資金調達方法の概要 ①行使コミット条項」に定義します。）後には 8.88%（1,120 万株）、それぞれ向上する見込みです。

このように、当社グループは、(i)現預金残高の制約、(ii)借入金の返済期限の到来、(iii)連結子会社の整理に伴う多額の特別損失の計上を主因とする債務超過状態の継続に加え、(iv)上場維持基準への不適合という複合的かつ重畳的な財務的・資本市場上の制約要因に直面しており、これらを総合的に勘案いたしますと、自己資金及び通常の金融機関借入のみによって短中期的な資金需要に対応することは現実的に困難であります。

したがって、当社が 2026 年 6 月に公表した新中期経営計画「フェニックス」（以下「新中期経営計画フェニックス」といいます。）に掲げた諸施策（建築家提案事業の収益力強化、環境関連事業及び海外・IT 事業の本格展開）を着実に遂行します。

具体的には、「建築家提案事業」に関しましては、67 ケ所に減少した STUDIO を 2030 年 2 月末までに 150（ピーク時 210）に増加させます、これまで STUDIO 運営会社に提供していた PLANNING COURSE

サービス（スタンダードコース・DUAL コース・プロポーザルコース）に加え、建築家住宅を最速に提供する PROTO BANK サービス、更に環境事業本部が展開する「コルゲート architecture」「SEAG フィルム」「プラチナプレミアコート」をワンパッケージで活用できる契約形態に変更し、検討する工務店・建設会社にとって魅力的な STUDIO 運営とし、建築家ネットワークにおける工務店サイドのネットワークを再強化します。

次に、新たに立ち上げた環境事業本部では、6 年前から取り組んでおりました「亜臨界水反応プラント（ALIN）の販売」に加え、4 年目となるコルゲート architecture、新規技術となる「SEAG フィルム」「プラチナプレミアコート」の広域販売に取り組みます。亜臨界水反応プラントに関しましては、提携先となるポエック株式会社（東証スタンダード、証券コード：9264）の 100%子会社である株式会社三和テスコ（以下「三和テスコ」といいます。）の新工場が 2026 年 6 月に完成済みであり、現在数多くの引合をいただいております。ALIN 元年を目指しております。当社は日本最大級の建築家ネットワークのプラットフォームを軸に「子供たちにつけを残さない美しい地球を」をテーマに環境事業に積極的に取り組み当社収益の柱に育ててまいります。

次に、事業開発本部を改称した「海外・IT 関連事業本部」では、これまでの営業サポートチームとしてのバックヤード的なポジションだけではなく収益を生む事業本部に変換してまいります。現在 PROTO BANK サービスを軸に展開を開始したニュージーランドのホームビルダーとの事業展開やソフトウェア開発営業が開始されています。特に、3 月 31 日に発表しました PERMITS AI 社との共同事業では、将来の収益の柱として成長軌道に乗せるべく積極的な活動を開始しており、新規開発案件受注のために鋭意営業活動に取り組んでおり、将来的な収益獲得を目指しております。

そこで、事業継続性及び上場維持の双方を確保するためには、資本性資金の調達を含む財務基盤強化策の実行が不可避の経営課題となっております。

以上に述べた財務的制約要因及び上場維持基準への対応課題を解消し、新中期経営計画フェニックスの実現を図るため、当社は本新株予約権の発行条件及び資金調達手法について慎重に検討を重ねました。その結果、取締役会において審議を行い、全会一致で本新株予約権の発行を承認いたしました。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 2）調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

〈社内調査委員会の事実調査報告書に基づく再発防止策の策定について〉

当社は、2025 年 12 月 29 日付「調査委員会の事実調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社内に設置した調査委員会（以下「本調査委員会」といいます。）より、当社役員による経費精算等に関し、不適切な処理が一部認められる旨の調査結果を受領いたしました。

当社は、本調査委員会による指摘及び提言を真摯に受け止め、当該事案の発生原因が、当社のガバナンス体制及び内部統制システムの不備・運用の不徹底にあると認識しております。特に、役員に対する牽制機能の不足、経費処理に関する規程及び運用の曖昧さ、並びに意思決定プロセスにおける手続的統制の不十分さが、問題の背景にあったものと認識しております。

このような状況を踏まえ、当社は、再発防止及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、下記のとおり再発防止策を策定し、順次実行してまいります。

1. ガバナンス強化体制の構築

当社は、再発防止策の検討及びガバナンス体制の強化に向けた提言を行うことを目的として、監査等委員である取締役を中心とした「ガバナンス委員会」を設置いたします。

同委員会においては、本調査委員会の提言内容を踏まえ、内部統制の有効性評価及び必要な改善策の検討を継続的に行い、その進捗状況及び検討結果については、取締役会へ適時に報告するとともに、開示の必要性に応じて公表いたします。

2. 役員のコンプライアンス意識の向上

役員に対し、経費処理・利益相反・職務執行の適正性に関する研修を定期的を実施し、コンプライアンス意識の向上及び倫理観の醸成を図ります。

加えて、役員自らが内部統制の第一ラインであるとの認識のもと、規程遵守の徹底及び不適切行為の未然防止に努める体制を整備いたします。

3. 役員経費に係るチェック体制の強化

役員による経費精算については、以下のとおり承認及びモニタリング体制を強化いたします。

- ・経費精算の承認権限を監査等委員である取締役に付与し、独立性のあるチェック機能を確保

- ・承認内容について、四半期ごとに取締役会へ報告
 - ・経費申請における目的・参加者・業務関連性の明確化の徹底
- これにより、役員による経費の妥当性について客観的な検証が行われる体制を構築いたします。

4. 支出プロセス及び文書管理体制の整備

特定の外部団体への支出等に係る疑義を踏まえ、以下の対応を実施いたします。

- ・一定金額以上又は重要性の高い支出については、取締役会決議を必須化
- ・支払根拠資料（契約書、請求書、合意文書等）の整備及び適切な保存の徹底
- ・特定の役員への権限集中の是正

これにより、支出の透明性及び適正性を確保いたします。

5. 意思決定プロセス及び権限規程の見直し

業務執行取締役に係る権限及び意思決定プロセスの不明確さを踏まえ、以下を実施いたします。

- ・取締役会規程、職務権限規程及び稟議規程の見直し
- ・重要な契約・対外文書の発出に係る承認フローの明確化
- ・一定の重要性を有する契約・文書についての外部専門家（弁護士等）による事前確認の導入

また、規程に反する手続が行われた場合には、速やかに事実関係を調査し、責任の所在を明確化するとともに、必要な是正措置及び再発防止策を講じます。

なお、当社では2026年4月20日開示の「取締役の辞任及び主要部署の人事異動に関するお知らせ」記載のとおり、管理部門管掌取締役の辞任に伴い、代表取締役の丸山が一時的に管理部門管掌取締役になっております。この点は、当社としては、内部体制面では必ずしも十分な体制ではないと考えており、現在、管理部門の業務運営及び決定のプロセスにおいては監査等委員及び内部監査室による継続的なチェック体制を取るとともに、今後、当社のガバナンス体制強化の観点からより適切な人材を新たに管理担当取締役として選定し、株主総会での選任を目指す方針であります。

6. 不適切行為発生時の対応方針の明確化

内部統制の実効性を担保するため、不適切行為発生時の対応方針を明確化し、以下の対応を徹底いたします。

- ・外部専門家の活用を含む迅速な事実調査
- ・関係者に対する適切な処分
- ・再発防止策の速やかな立案及び実施
- ・必要に応じた情報開示の実施

また、調査期間中においては、関係役員の職務執行権限の制限等を含む適切な措置を講じることといたします。

7. 当該事案に係る対応

本調査委員会において不適切と認定された経費については、対象金額の弁済が既に行われておりますが、当社は本件を重く受け止め、上記再発防止策の確実な実行を通じて、信頼回復に努めてまいります。

当社は、今後、これらの施策の着実な実行により、内部管理体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上を図り、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼回復に努めてまいります。

過去の実施状況

日時 年/月/日	事項	内容
2026/2/25～3/3	コンプライアンス研修実施 不適正開示、適時開示	取締役、管理幹部向けコンプライアンス研修実施 コンプライアンス意識の醸成
2026/3/1	内部統制、内部監査体制強化	内部監査室人員1名の増員、体制強化
2026/3/2～3/3	ガバナンス委員会発足、設置	ガバナンスに関する諮問機関として設置、発足
2026/3/3	ガバナンス委員会	監査等委員、内部監査による代表取締役の経費チェックの運用開始

2026/3/3	ガバナンス 重要な事項の意思決定機 関、業務フローについて	重要な契約、捺印に関するコンプライアンス チェック、必要に応じた弁護士へのリーガル チェック業務フローを確認。実施 新規事業等イレギュラーな契約は取締役会審議 として運用開始。
2026/3/13	ガバナンス委員会	インサイダー関連
2026/3/25	ガバナンス体制人員強化	ガバナンス強化のため取締役候補1名を招聘
2026/4/1	ガバナンス	ガバナンス・内部統制担当取締役候補をリー ダーとする ガバナンス、内部統制推進会議を開始 月2回の開催 社内規程全般にわたる社内管理体制整備に着手
2026/4/10	ガバナンス	経営会議開催、ガバナンス委員会メンバー出席 にて経営管理体制、取締役選任について審議
2026/5/11	ガバナンス	経営会議開催、ガバナンス委員会メンバー出席 にての経営管理体制について、取締役管掌につ いて報告、審議
2026/5/12	ガバナンス	顧問弁護士とガバナンス体制について相談、助 言を得る
2026/5/18	コンプライアンス委員会開 催 労務管理、インサイダー	取締役、内部監査室経営幹部、全12名対象に労 務、インサイダーについて、コンプラ意識醸成 のため実施
2026/5/28	ガバナンス体制強化	監査等委員の1名常勤体制継続を決定
2026/8/7	不適正開示の再発防止	東証「不適正開示の未然防止について」動画セ ミナー受講
2026/8/24	コンプライアンス委員会開 催	インサイダー取引規制について、社内経費精算 ワークフローの確認

(2) 資金調達方法の概要

本第三者割当における資金調達は、額面金額にて発行（パー発行）される無利息の社債と、参照株価に対
するディスカウントを設けない新株予約権を組み合わせることにより、当社が必要とする資金を機動的に確保
することを目的とするものです。

なお、当社は、本日付で、本新株予約権について、割当予定先である EVO FUND との間で、下記の内容を含
む本割当契約を締結します。

本新株予約権及び本社債の概要は以下のとおりです。

<本新株予約権>

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます。）から、原則として2026年12
月25日（当日を含みます。）までの期間（以下、「部分コミット①期間」といいます。）に、35,000個
以上の本新株予約権を行使することを確約します（以下、「部分行使コミット①」といいます。）。

さらに、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含みます。）から、原則として
2027年2月10日（当日を含みます。）までの期間（以下、「部分コミット②期間」といい、部分コミッ
ト①期間とあわせて「本コミット期間」といいます。）に、112,000個以上の本新株予約権を行使する
ことを確約します（以下、「部分行使コミット②」といい、部分行使コミット①とあわせて「本行使コ
ミット」といいます。）。

このように、実行期限及び行使数量が異なる2種類の本行使コミットを同時に設定することにより、
当社は本新株予約権による資金調達の時期及び規模をあらかじめある程度想定することができ、これを
前提とした積極的な投資活動及び事業活動を計画することが可能となります。

また、本コミット期間中のいずれかの取引日において、①取引所の発表する当社普通株式の終値が当

該取引日において適用のある本新株予約権の下限行使価額の100%以下となった場合、②当社普通株式が取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合（かかる指定が行われている期間中の各取引日においてコミット期間延長事由（以下に定義します。）が発生するものとします。）、③取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）、④当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらずのものとします。）、又は⑤①から④の他、割当予定先の事情に起因する場合を除き、何らかの理由で本新株予約権の行使ができない場合（以下、上記①から⑤の事象を総称して「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、本コミット期間は1取引日ずつ延長されます（但し、かかる延長は、部分コミット①期間については合計5回（5取引日）、部分コミット②期間については合計10回（10取引日）を上限とします。）。なお、上記の延長は、1取引日につき1回に限られ、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

本コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生した日が一定数を超えた場合（部分コミット①期間については合計5回（5取引日）、部分コミット②期間については合計10回（10取引日））、当社が下記⑤に記載の行使停止指定に係る通知を行った場合、又は当社が本新株予約権の取得に係る通知を行った場合、本行使コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。

但し、割当予定先は、本行使コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は以下のとおり修正が行われます。

- (a) 本新株予約権の行使価額は、割当日の2取引日後に初回の修正がなされ、以後1取引日が経過する毎に修正が行われます。本(a)に基づく修正が行われる場合、行使価額は、各修正日に、価格算定期間の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうちの最も低い値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、いずれかの価格算定期間内の取引日において、本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。
- (b) 上記(a)にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記(a)の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。

下限行使価額は、当初58円としますが、本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

③ 制限超過行使の禁止

本割当契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他のMSCB等（取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に定義されます。）の転換等により交付される株式数とあわせて、本新株予約権の払込日時点における上場株式数

の 10%を超える場合には、当社は、当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下、「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。

- (b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
- (d) 前号に従い本新株予約権が譲渡された場合、当社は当該譲渡先との間でも本③と同様の内容を約し、当該譲渡先がさらに他の第三者に譲渡する場合も同様の内容を約するものとする。

④ 新株予約権の買戻

当社は、本新株予約権の権利行使期間の末日に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、残存する全ての本新株予約権を、割当予定先から買い取ります。

⑤ 行使停止指定

当社は、本新株予約権の払込期日から 1 か月を経過した日以降、本新株予約権の行使期間の末日までの期間中、EVO FUND が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下、「停止指定期間」といいます。）を、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下、「EJS」といいます。）に対する通知により、何度でも指定（以下、「停止指定」といいます。）することができます。停止指定期間は、本新株予約権の行使期間中の本新株予約権の払込期日から 1 か月を経過した日以降のいずれかの期間とし、当社が EJS に対して停止指定を通知した日の 5 取引日後以降の日から（当日を含みます。）当社が指定する日まで（当日を含みます。）とします。また、当社は、停止指定を行った場合でも、EJS に対し、通知することにより、停止指定を取り消すことができます。このように、資金ニーズや株価動向等を勘案した当社の自主的な判断により随時停止指定を行うことが可能であるため、当社の資金需要、株価動向及び希薄化の進展等を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能となります。当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、直ちにその旨をプレスリリースにて開示いたします。

⑥ 当社による本新株予約権の任意取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から 1 か月を経過した日以降、取得日の 2 週間以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へ通知することによって（但し、通知が当該日の 16 時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へ到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。）、当該取得日に残存する本新株予約権の一部又は全部を各本新株予約権の発行価額で取得することができます。

⑦ ディスカウントなしでの株式発行

本新株予約権のような行使価額修正条項の付された新株予約権は、その行使価額の修正がなされる際は、当該時点の株価を基準として、そこから一定のディスカウントがなされることが一般的ですが、本新株予約権においては、価格算定期間における普通株式の普通取引の終値のうち最も低い値の 100%とし、ディスカウントが行われない設計となっております。株価上昇時には当該修正後行使価額が修正日前日終値の株価の 90%を下回る可能性があります、株価下降時には当該行使価額が修正日前日終値の株価の 90%を上回ることとなり、修正頻度によって当社にとって有利な条件があるか否かが決定されるものではないと考えられます。したがって、株価動向次第では直前営業日の終値からディスカウントされることはあるものの、参照株価からディスカウントがなされない設計により、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、本新株予約権は、既存株主の皆様への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にもできる限り配慮された設計となっております。具体的には、上記のとおり価格算定期間の各取引日における普通株式の普通取引の終値のうち最も低い値から

ディスカウントがなされないことから、その行使により調達できる額がより大きくなることが期待されます。なお、本新株予約権の割当日の翌取引日には本新株予約権の行使価額の修正は行われませんが、割当日から行使価額の修正の開始に1取引日空けることで、本新株予約権の割当を反映した株価による行使価額の修正が行われることとなり、当社としては投資家保護の観点から合理的と考えております。また、上記②及び⑤のようなスキームを採用することにより、仮に2026年10月15日の当社普通株式の普通取引の終値が当初行使価額の115円より大幅に上昇している場合、EVO FUNDは時価に比して割安な価格で本新株予約権を行使可能（かつ当社による2026年10月15日の行使停止指定は不可）となりますが、当社の資金調達目的達成の観点から当社と割当予定先との間で協議を行い、行使の蓋然性を高める観点より、かかるスキームを採用しております（なお、取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合は制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができ、本割当契約においてもその旨を定めております。）。その他のメリット及びデメリットは下記「(4)本スキームの特徴」をご参照ください。

<本社債>

当社は、2026年9月29日に、割当予定先であるEVO FUNDに対して、以下「<本社債の概要>」記載の内容にて発行価額総額100,000,000円の社債（本社債）を発行することを予定しております。本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、本社債の償還に用いられる見込みです。本新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使が進まない場合もありますが、本社債の発行により、本新株予約権の全ての行使を待たずに一定の金額の資金調達が本社債の発行時に可能となり、当社の手元資金の流動性の厚みも増すことに加え、利率が0.0%であることなどから、2026年9月29日に本社債を発行することを、本日決議いたしました。

<本社債の概要>

1.	名称	アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社第1回無担保普通社債
2.	社債の総額	金100,000,000円
3.	各社債の金額	金2,500,000円の1種
4.	払込期日	2026年9月29日
5.	償還期日	2027年5月17日
6.	利率	年率0.0%
7.	発行価額	額面100円につき金100円
8.	償還価額	額面100円につき金100円
9.	償還方法	満期一括償還。但し、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。 (1) 当社は、繰上償還を希望する日（以下、「繰上償還日」といいます。）の5営業日（「営業日」とは、取引所において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じです。）前までに本社債に係る社債権者（以下、「本社債権者」といいます。）に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。 (2) 2026年9月29日（当日を含む。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義する。）以下となった場合、本社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。 「基準金額」は58円とする。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。 (3) 当社が、当社株式若しくは当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行うことを決定した場合又は公表した場合、又はデット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行若しくは当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行うことを決定した場合又は公表した場合、本社債権者は、繰上償還日の

		5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。但し、当社が本社債権者又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第 194 条第 3 項に基づく自己株式の売渡しを行う場合、当社の株式報酬制度に基づき当社が当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権の発行、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、本社債の発行日時点で存在する新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、その他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。 (4) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で当社と本社債権者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。 (5) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。 (6) 当社において、50%を超える議決権を単独で又は共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6 項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。 (7) 当社において、当社普通株式の一部又は全てを全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当該種類株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の 11 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点で未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。 (8) 当社は、本新株予約権の全部が、その発行要項並びに本割当契約に従い、2026 年 10 月 14 日付で EVO FUND に対して有効かつ適法に発行されない場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。 (9) 当社が、本新株予約権の全部又は一部につき、当社と割当予定先の間で締結された本割当契約の定める停止指定を行った場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前取引日までに当社に書面で通知することにより、当該時点で未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。 (10) 当社が、本新株予約権の発行要項に基づき、本新株予約権の全部又は一部の取得を決定した場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前営業日までに当社に書面で通知することにより、当該時点で未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。 (11) 上記(2)乃至(10)にかかわらず、本社債権者は、本社債の払込期日から 6 か月が経過した日以降いつでも、繰上償還日の 5 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還す
--	--	---

		ることを請求することができます。 (12) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額を控除した額が、各社債の金額（2,500,000 円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日（当日を含みます。）又は当社と本社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。
10.	総額引受人	EVO FUND
11.	資金使途	当面の運転資金の確保

（3）資金調達方法の選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 （1）募集の目的」に記載した資金使途の目的に適う、早期に多額の資金を調達可能な資金調達の方法を検討していたところ、EJS から本資金調達の提案を受けました。本スキームは、参照株価に対するディスカウントを設けない行使価額設計で、当社による将来の資金調達に関して割当予定先の事前承諾を要する条項及び優先交渉権その他これに類する条項（発行体ロックアップ等）を付さない設計であると同時に、取得条項を通じて当社の事業環境又は資金需要の変化に応じて希薄化の継続の要否を主体的に判断することが可能となっております。また、本スキームは段階的な行使を通じた市場への影響の平準化を組み合わせるものであり、当社の株主及び株価への影響に配慮しております。同時に、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に必要な資金を速やかに調達できるよう、2026年9月29日付でEVO FUNDに対して総額100,000,000円の無担保社債（本社債）を無利息かつ額面金額にて発行（パー発行）し、本新株予約権が行使された場合、当社は、本新株予約権の行使により調達した資金をもって、本社債の繰上償還を行うこととすることで（詳細については、上記「（2）資金調達方法の概要 <本社債の概要> 9. 償還方法」をご参照ください。）、当社の株主及び株価への影響に配慮しつつ当社の必要とする資金を機動的かつ高い蓋然性をもって調達することが可能となります。このような設計について、下記「（4）本スキームの特徴」及び「（5）他の資金調達方法との比較」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、割当予定先からの提案である下記「（4）本スキームの特徴」に記載した資金調達方法が、現在の当社の資金需要を満たす最も適切な資金調達手段であると考えられたことから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

発行体ロックアップ等について補足いたしますと、同種のエクイティ・ファイナンスにおいては、発行会社が他の資金調達手段について勧誘・協議・交渉又は合意を行うことについて割当予定先の事前承諾を要する条項や、将来の資金調達に係る優先交渉権が付される場合があります、これらは発行会社の将来の資金調達上の選択肢を実質的に制約するものでありますが、本スキームはこうした発行体ロックアップ等を一切含んでおらず、追加の資金調達が必要となった場合又は市場環境等に大きな変化が生じた場合に、その時々状況に応じて複数の候補を比較検討することが可能となっております。

なお、本資金調達により現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「5. 発行条件等の合理性 （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」の記載をご参照ください。

（4）本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

<メリット>

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は28,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。そのため、希薄化の規模は予め限定されております。なお、本新株予約権の対象株式数は、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

② 株価への影響の軽減及び資金調達額の減少のリスクの軽減

本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはありません。したがって、当社株価が下限行使価額を下回る局面において、当社普通株式が市場へ過剰に供給され、さらなる株価低迷を招き得る事態が回避されるとともに、資金調達額の減少リスクを軽減する設計となっております。

③ 株価上昇時における資金調達額の増加

本新株予約権には行使価額修正条項が付されており、株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した局面においては資金調達額が増額されます。

④ 株価上昇時における行使促進効果

本新株予約権には行使価額修正条項が付されており、株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が大きく上昇した局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現されます。

⑤ 取得条項

本新株予約権には、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなったと判断される場合、又はより有利な条件での資金調達手段が確保された場合等において、本新株予約権の払込期日から1か月を経過した日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定め、EVO FUND 又はEJSを含むEVO FUNDの関係会社に対して通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が含まれております。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生いたしません。

当該条項により、当社は、本資金調達後の事業環境又は資金需要の変化に応じて、本スキームによる希薄化の継続の可否を主体的に判断することが可能となっており、既存株主の利益に資する設計であると考えております。

⑥ 行使停止期間

本新株予約権の払込日の1か月を経過した日以降においては、行使停止指定条項に基づく停止指定により、当社は、当社の株価が目標株価を超えてさらに上昇することが見込まれる場合や、当社に具体的な資金需要が存在しない場合におけるEVO FUNDによる本新株予約権の行使を停止することが可能となり、EVO FUNDによる行使タイミングを、当社の株価や資金ニーズに応じてある程度コントロールすることが可能となります。また、当社は、EJSに対して書面で通知することにより、停止指定を撤回することができます。当社がEJSに対して停止指定を行った場合又は停止指定を撤回する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

⑦ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本割当契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の事前の書面による承認なく、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑧ 行使コミット

割当予定先は、部分コミット①期間内に35,000個以上、部分コミット②期間内に112,000個以上の本新株予約権を行使するものとします。これにより、原則として一定の期間内に一定数の本新株予約権が行使されることとなり、当社は比較的短期間で資金調達を実現することが可能となります。なお、本新株予約権の行使は制限超過行使に反しない限度で行われるものとし、本コミット期間中にコミット期間延長事由が一定数を超過して発生した場合（部分コミット①期間については合計5回（5取引日）、部分コミット②期間については合計10回（10取引日））、当社が停止指定に係る通知を行った場合、又は当社が本新株予約権の取得に係る通知を行った場合、本行使コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、割当予定先は、本行使コミットに係る割当予定先の義務の消滅後も、その自由な裁量により、任意の数の本新株予約権を行使することができます。

「コミット期間延長事由」とは、以下のいずれかの事由をいいます。

- (i) 取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある本新株予約権の下限行使価額の100%以下となった場合

- (ii) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
- (iii) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）
- (iv) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらないものとします。）
- (v) (i) から (iv) の他、割当予定先の事情に起因する場合を除き、何らかの理由で本新株予約権の行使ができない場合

なお、上記の延長は、1 取引日につき 1 回に限られ、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は 1 回のみとなります。

⑨ 即座の資金調達

本社債の発行により、当社は本社債の払込期日において、当座必要な手元資金の確保が可能となります。また、本社債は無担保であり、当社は下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の計画に応じて、当該資金を自由に用いることができます。

⑩ 金利コストの低減

本社債は、ゼロクーポンであるため、期中における金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

<デメリット>

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は 28,000,000 株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権の行使がなされた場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

② 当初に満額の資金調達はできないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に対象株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではなく、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。

③ 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が下限行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

④ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先は本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

⑥ 新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存する場合には、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を割当予定先から買い取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求権に基づく当社の支払義務は消滅又は免除されません。したがって、当社株価が長期にわたり大幅に下落した場合等において、行使期間末日までに本新株予約権の行使が完了しなかったときには、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払が必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

⑦ 権利不行使

本新株予約権について、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

(5) 他の資金調達方法との比較

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に相応の資金調達が可能となるものの、当社は直近において債務超過の状態にあり、かつ継続企業の前提に関する重要な疑義が付されている状況にあります。加えて、当社は過年度より連続して営業損失及び経常損失を計上しており、収益基盤の安定性についてもなお改善途上にあります。このような財務及び業績の状況に加え、当社普通株式の株価水準及び市場における流動性を踏まえた場合、相応のディスカウントを前提としたとしても機関投資家による十分な需要を形成できるかについては不確実性が高く、引受証券会社の確保を含め、公募増資の実施自体の成立可能性には相当の制約があると認識しております。

また、公募増資は実施に当たり長期の準備期間を要し、市場環境や株価動向に強く依存するため、資金繰りが逼迫している当社の現状においては、適時かつ確実な資金調達手段としての適合性に課題があると判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資については、既存株主の応募状況に調達額が依存するため、当社の現状の財務状況、業績の継続的な赤字及び株価動向を踏まえると、必要とする資金額を確実に確保できるかについて不透明性が極めて高いと認識しております。

特に、当社は上場維持基準のうち純資産基準に適合しておらず、改善期間にある状況であることから、既存株主の追加的な資金拠出に対する投資判断は慎重にならざるを得ないものと考えられます。

加えて、近時において同手法の実施事例は限定的であり、実務的な確実性の観点からも課題があるため、適切な資金調達手段ではないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、特定の投資家に対して一定の確実性をもって資金調達が可能な手法であるものの、当社の現状の財務状態（債務超過）及び継続的な損失計上の状況を踏まえると、当社が必要とする資金額を調達するための新株式を引き受ける投資家を確保することは容易ではなく、現時点ではそうした投資家の適切な候補が存在しません。

また、当社普通株式の流動性が限定的である中で、大量の新株式を同時に発行した場合、株価への下押し圧力が強まることが懸念され、既存株主への影響も相対的に大きいと考えられます。

これらを踏まえ、投資家のリスク管理及び市場への影響の双方の観点から、段階的な出資が可能なスキームの方が合理的であると判断いたしました。

② 新株予約権付社債（MSCB 含む。）

新株予約権付社債は、発行時に一定額の資金を一括して調達できる利点を有する一方で、転換が進捗しなかった場合には満期時に償還が必要となり、将来的な資金負担が発生する可能性があります。

当社は債務超過の状態にあり、かつ営業キャッシュ・フローについても継続的なマイナスが発生している状況にあることから、将来の償還財源に関する不確実性が存在しており、追加的な負債性資金の導入については慎重な検討が必要と認識しております。

また、MSCB に代表される転換価額の修正条項を伴う手法については、株価下落局面において転換価額が引き下げられることにより潜在株式数が増加し、株価形成に対して負の影響を及ぼす可能性があり、上場維持基準の充足に向けた市場評価の改善という観点からも適合性に課題があると判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、当社は直近において債務超過の状態にあり、かつ継続企業の前提に関する重要な疑義が付されていること、並びに過年度より継続して損失を計上している状況にあることから、当社の信用力及び引受リスクを踏まえた場合、当社と元引受契約を締結す

る金融商品取引業者を確保することは現実的に困難であると認識しております。さらに、仮に当該契約の締結が可能であったとしても、引受手数料等のコスト負担が相対的に大きくなることが想定されるほか、当社普通株式の時価総額及び市場流動性の水準に鑑みると、十分な調達額を確保できるかについては不確実性が高いものと考えられます。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、株主の行使状況により調達額が大きく左右されるという不確実性に加え、当社は直近2事業年度において経常損失を計上していることに加え、直近において債務超過の状態にあることから、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、当該手法を採用することは制度上困難な状況にあります。

以上を総合的に勘案し、ライツ・イシューはいずれの類型についても、当社にとって適切な資金調達手段ではないと判断いたしました。

④ 借入れ・社債・劣後債のみによる資金調達

借入れ、社債又は劣後債等のみによる資金調達については、調達資金が全額負債として計上されることから、当社の純資産の改善には直接的に寄与せず、むしろ財務レバレッジの上昇を通じて財務リスクを増大させる可能性があります。

当社は現在債務超過の状態にあり、かつ既存借入金の返済期限が近接しているなど資金繰りが逼迫している状況にあることから、新たな負債性資金の調達余地は限定的であると認識しております。

また、当社は上場維持基準のうち純資産基準に適合しておらず、当該基準の早期回復が必要であることから、資本性資金の調達を優先する必要があります。

したがって、財務基盤の回復及び上場維持の観点からは、負債性資金のみに依拠する資金調達は適当ではないと判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、本新株予約権の払込期日から1か月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。

以上の検討の結果、本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	3,224,200 千円 (内訳) 本新株予約権の発行による調達資金 4,200 千円 本新株予約権の行使による調達資金 3,220,000 千円
② 発行諸費用の概算額	8,279 千円 (内訳) 登記関連費用、新株予約権の価値評価費用、弁護士費用、有価証券届出書作成費用、本第三者割当増資に係る当社デューデリジェンス費用及びその他事務費用
③ 差引手取概算額	3,215,921 千円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(4,200 千円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(3,220,000 千円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、信用調査費用、登記費用及び有価証券届出書作成費用等の合計額です。なお、発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された見込額です。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われ

ない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約 3,215 百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金 額	支出予定時期
① 社債の償還	100 百万円	2026 年 10 月
② 借入金の返済	579 百万円	2026 年 10 月～2026 年 12 月
③ 建築家提案事業の強化資金	341 百万円	2026 年 11 月～2030 年 2 月
④ 環境関連事業への新規投資	1,161 百万円	2027 年 1 月～2030 年 2 月
⑤ 海外・IT 事業への新規投資	380 百万円	2027 年 1 月～2030 年 2 月
⑥ 運転資金への充当	653 百万円	2026 年 11 月～2030 年 2 月
合計	3,215 百万円	

- (注) 1. 調達した資金は、実際の支出までは、当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。
2. 資金を使用する優先順位としましては、上記①から順に充当する予定であり、実際の資金調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。その場合には、他の資金調達による上記資金使途への充当、資金使途の変更又は事業計画の見直しを行う予定です。なお、他の資金調達の実施、資金使途の変更又は事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。また、調達額が予定より増額となった場合には、上記⑤の使途に充当する予定であります。
3. 本新株予約権の行使価額は修正又は調整され、また割当予定先は本割当契約において、本新株予約権の払込期日の翌取引日以降、原則として、2026 年 12 月 25 日までに 35,000 個以上の本新株予約権を行使すること(部分行使コミット①)及び 2027 年 2 月 10 日までに 112,000 個以上の本新株予約権を行使すること(部分行使コミット②)をコミットしていますが、かかる本行使コミットは本新株予約権の払込期日の翌取引日以降にコミット期間延長事由の発生した日が一定数を超えた場合(部分コミット①期間については合計 5 回(5 取引日)、部分コミット②期間については合計 10 回(10 取引日))、当社が上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要 <本新株予約権> ⑤ 行使停止指定」に記載の行使停止指定に係る通知を行った場合、又は当社が本新株予約権の取得に係る通知を行った場合には消滅するものとされていることから、資金調達額が変動する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 調達資金が不足した場合には、必要に応じて、既存の借入金の返済期限の延長等の条件変更や追加借入の交渉、さらに、新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

資金使途の内容は以下のとおりです。

① 社債の償還

第 1 回普通社債 (100 百万円)

引受先	EVO FUND
払込金額	100,000,000 円
払込年月日	2026 年 9 月 29 日

償還期日	2027 年 5 月 17 日
償還方法	期限一括償還
金利	無
担保・保証の有無	無
2026 年 8 月 31 日残高	0 円

本社債は、本新株予約権の行使により一定の資金調達の実現するまでの間、当面の運転資金を確保するため、2026 年 9 月 29 日に、割当予定先である EVO FUND に対して普通社債を発行するものです。本新株予約権の行使による払込金額は、優先的に本社債 100 百万円の繰上償還に充当されます。

② 借入金の返済（579 百万円）

当社は、銀行からの長期借入として下記(1)～(5)のほかに、2025 年 11 月から本件資金調達の実施までの間のグループの運転資金の確保を目的として、下記(6)～(13)の短期借入による資金調達を行っております。これらにより調達した資金は、人件費、外注費、家賃、仕入資金等の運転資金に充当しているほか、2026 年 3 月に実施した PERMITS AI 社の全株式取得に係る資金の一部にも充当しております。

当社グループは、継続的に営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、従前の資金調達により確保した資金の多くが事業運営及び上記事業投資に充当されており、結果として借入金への依存度が相対的に高い状態が継続しております。

このような状況のもと、既存借入金のうち返済期限が到来するものへの対応が喫緊の課題となっております。今回実施する資金調達において調達した資金のうち 579 百万円については、当該借入金の返済に充当することを計画しております。具体的には、短期借入金の返済及び本社債の償還に優先的に充当するとともに、今後期限が到来する予定の長期借入金についても返済を進め、有利子負債水準の圧縮を図り、財務基盤の改善を推進することを目的としております。

(1) 借入金

借入先	きらぼし銀行
借入金額	100,000,000 円
借入年月日	2021 年 1 月 26 日
返済期日	2031 年 1 月 27 日
返済方法	元金均等返済
金利	年 2.0%
担保・保証の有無	保証協会・代表者保証
2026 年 8 月 31 日残高	64,270,000 円

(2) 借入金

借入先	きらぼし銀行
借入金額	40,000,000 円
借入年月日	2021 年 1 月 26 日
返済期日	2031 年 1 月 26 日
返済方法	元金均等返済
金利	年 2.0%
担保・保証の有無	保証協会・代表者保証
2026 年 8 月 31 日残高	25,690,000 円

(3) 借入金

借入先	きらぼし銀行
借入金額	60,000,000 円
借入年月日	2021 年 1 月 26 日
返済期日	2031 年 1 月 26 日
返済方法	元金均等返済

金利	年 2.0%
担保・保証の有無	保証協会・代表者保証
2026 年 8 月 31 日残高	38,550,000 円

(4) 借入金

借入先	きらぼし銀行
借入金額	10,000,000 円
借入年月日	2021 年 8 月 24 日
返済期日	2031 年 8 月 25 日
返済方法	元金均等返済
金利	年 2.0%
担保・保証の有無	保証協会・代表者保証
2026 年 8 月 31 日残高	7,240,000 円

(5) 借入金

借入先	きらぼし銀行
借入金額	40,000,000 円
借入年月日	2021 年 8 月 24 日
返済期日	2031 年 8 月 25 日
返済方法	元金均等返済
金利	年 2.0%
担保・保証の有無	保証協会・代表者保証
2026 年 8 月 31 日残高	29,029,000 円

(6) 借入金

借入先	大通投資株式会社(注)
借入金額	60,000,000 円
借入年月日	2025 年 11 月 14 日
返済期日	2026 年 10 月 31 日
返済方法	期限一括返済
金利	年 10.0%
担保・保証の有無	無
2026 年 8 月 31 日残高	60,000,000 円

(注) 当該会社の概要は以下のとおりです。

代表者の役職・氏名	代表取締役 方 培偉
所在地	東京都新宿区西新宿 3 丁目 7 番 2 6 号 5 0 7 号
事業内容	経営コンサルティング
資本金	5,010,000 円(2026 年 7 月 27 日現在)
当会社間との関係	資本関係 当社と当該会社との間には記載すべき資本関係はありません。
	人的関係 当社と当該会社との間には記載すべき人的関係はありません。
	関連当事者への 当該会社は当社の関連当事者に該当しません。
	該当状況

(7) 借入金

借入先	EXPRESSWAY ENTERPRISES LIMITED(注)
借入金額	60,000,000 円
借入年月日	2026 年 2 月 20 日
返済期日	2026 年 10 月 31 日
返済方法	期限一括返済
金利	年 10.0%

担保・保証の有無	無
2026年8月31日残高	60,000,000 円

(注) 当該会社の概要は以下のとおりです。

代表者の役職・氏名	代表取締役 リョン・ワイ
所在地	ホンコン モンコック ナタンロード 700 ナタンロード
事業内容	投資業
資本金	10,000 香港ドル(2026年7月27日現在)
当事会社間の関係	資本関係 当社と当該会社との間には記載すべき資本関係はありません。
	人的関係 当社と当該会社との間には記載すべき人的関係はありません。
	関連当事者への 当該会社は当社の関連当事者に該当しません。
	該当状況

(8)借入金

借入先	TREASURE LINK ENTERPRISES LIMITED (注)
借入金額	60,000,000 円
借入年月日	2026年3月17日
返済期日	2026年10月31日
返済方法	期限一括返済
金利	年 10.0%
担保・保証の有無	無
2026年8月31日残高	60,000,000 円

(注) 当該会社の概要は以下のとおりです。

代表者の役職・氏名	Director FANG, PEI WEI
所在地	ROOM 3403 118 CONNAUGHT RD WEST HONGKONG
事業内容	投資業、貿易
資本金	10,000 香港ドル (2025年11月29日現在)
当事会社間の関係	資本関係 当社と当該会社との間には記載すべき資本関係はありません。
	人的関係 当社と当該会社との間には記載すべき人的関係はありません。
	関連当事者への 当該会社は当社の関連当事者に該当しません。
	該当状況

(9)借入金

借入先	EXPRESSWAY ENTERPRISES LIMITED
借入金額	120,000,000 円
借入年月日	2026年4月14日
返済期日	2026年10月31日
返済方法	期限一括返済
金利	年 10.0%
担保・保証の有無	無
2026年8月31日残高	120,000,000 円

(10)借入金

借入先	EXPRESSWAY ENTERPRISES LIMITED
借入金額	50,000,000 円
借入年月日	2026年8月14日
返済期日	2027年2月28日
返済方法	期限一括返済
金利	年 10.0%
担保・保証の有無	無

2026 年 8 月 31 日残高	50,000,000 円
-------------------	--------------

(11)借入金

借入先	株式会社 SDG s 総研 (注)
借入金額	10,000,000 円
借入年月日	2026 年 3 月 30 日
返済期日	2026 年 10 月 31 日
返済方法	期限一括返済
金利	年 3.0%
担保・保証の有無	代表者連帯保証
2026 年 8 月 31 日残高	10,000,000 円

(注) 当該会社の概要は以下のとおりです。

代表者の役職・氏名	代表取締役 太田孝昭
所在地	東京都千代田区丸の内 2 丁目 2 番 3 号
事業内容	経営コンサルティング
資本金	5,000,000 円 (2026 年 7 月 2 日現在)
当会社間との関係	資本関係 当社と当該会社との間には記載すべき資本関係はありません。
	人的関係 当社と当該会社との間には記載すべき人的関係はありません。
	関連当事者への 当該会社は当社の関連当事者に該当しません。
	該当状況

(12)借入金

借入先	丸山 雄平 (注)
借入金額	3,000,000 円
借入年月日	2025 年 12 月 22 日
返済期日	2026 年 10 月 31 日
返済方法	期限一括返済
金利	無
担保・保証の有無	無
2026 年 8 月 31 日残高	3,000,000 円

(注) 当該借入先の概要は以下のとおりです。

住所	東京都大田区
当会社間との関係	資本関係 当社の株式 11,208,000 株を保有しております。
	人的関係 当社の代表取締役であります。
	関連当事者への 当社の関連当事者に該当します。
	該当状況

(13)借入金

借入先	丸山 雄平
借入金額	39,000,000 円
借入年月日	2026 年 2 月 27 日
返済期日	2026 年 10 月 31 日
返済方法	期限一括返済
金利	無
担保・保証の有無	無
2026 年 8 月 31 日残高	39,000,000 円

③ 建築家提案事業の強化資金 (341 百万円)

建築家提案事業の強化資金として 341 百万円を充当いたします。当社の建築家提案事業は、2002 年の創業以来一貫して当社の主柱として位置付けられてきたものであり、2026 年 2 月末時点で 2,980 名

に達する登録建築家ネットワークを基盤とし、全国の地域工務店に対して「PLANNING COURSE」と称する建築家提案サービスを「スタジオ」と呼ばれるサービスステーション網を通じて FC 展開する独自のビジネスモデルを構築してまいりました。同事業はピーク時の2014年3月期においてスタジオ運営数201ヶ所、年間イベント開催数563回、PLANNING COURSE 開始数1,421件、受注総額204億円を達成し、当社の収益基盤の中核を成しておりましたが、東日本大震災の復興需要に伴う地方ゼネコン系建設会社の人員シフト、2021年の東京オリンピック開催決定を契機とする建設単価の上昇に伴うPLANNING COURSEの成約率低下、並びに2020年から2022年にかけての新型コロナウイルス感染症の世界的流行による営業機会の喪失等が複合的に作用したことにより、2026年2月期末時点のスタジオ運営数は67ヶ所、PLANNING COURSE 新規開始件数は209件、建設工事請負契約額は2,967百万円までそれぞれ縮小しており、収益構造の抜本的な立て直しが喫緊の経営課題となっております。

かかる現状認識のもと、当社は2026年6月5日付で公表いたしました「中期経営計画フェニックス」(2027年2月期から2030年2月期まで)において、建築家提案事業セグメントの売上高を2027年2月期530百万円から2030年2月期730百万円へと段階的に回復させ、スタジオ運営数を2030年2月期末までに150ヶ所まで修復することを定量目標として掲げております。本目標達成のための具体的施策と、本資金調達による各使途への充当内訳は以下のとおりであります。

- ・スタジオ募集に係る営業促進費用及び設備投資資金：76百万円

新中期経営計画フェニックスでは、スタジオ数を現状の67ヶ所から2030年2月期末の150ヶ所へと約2.2倍に拡大することを計画しています。このため、スタジオ募集に係る広告宣伝や営業活動を積極的に行う営業促進費用、及びショールームやオンライン環境の整備のための設備投資資金として76百万円を見込んでおります。

- ・PLANNING COURSEを推進する営業人材及び技術人材の育成・教育及び人件費等資金：232百万円（人事評価システムの構築及び研修等教育費24百万円、建築家提案事業セグメント全体の人材強化に25百万円、採用人材の人件費183百万円）

当社のサービスは建築家と施主との対話を中核とする提案型ビジネスであり、スタジオ運営会社所属のスタッフ及び当社のスーパーバイザー（SV）の知識・提案力の質が成約率に直接影響を及ぼします。このため、建築家との連携ノウハウ、PROTO BANKの活用研修、後述する環境関連商材（コルゲート architecture、SEAG フィルム、プラチナプレミアムコート）の販売研修等の体系的な教育プログラムを整備するとともに、SV要員の増員及び中堅クラス的设计実務者の中途採用を計画しております。

これらスーパーバイザーが管理するスタジオ数は一人当たり6ヶ所程度であり、現状プラス12名のスーパーバイザーが必要になると見込んでおります。

- ・事務所移転及び閉鎖費用：25百万円

- ・現場業務効率化のためのDX投資資金：8百万円

現状、管理業務機能として本店所在地とは別に設置しております日本橋事務所に関しては、本社への統合を軸に移転を検討してまいります。また、2026年2月期に旧暮らし関連事業の拠点として開設した小伝馬町ショールームについては、当該事業の停止に伴い閉鎖しております。これらの拠点統合及び閉鎖により費用削減と管理業務の合理化を図ってまいります。これら賃貸契約の解約や原状復帰等費用、移転関連費用を見込んでおります。また、DX投資につきましても、スタジオ運営会社と当社本部との間の見積・契約・進捗管理に係るワークフロー基幹システムの改修、並びにオンライン商談・設計レビューの標準化に係るシステム整備費用を計上しております。

なお、上記施策の最大の戦略的目玉は、加盟工務店と「契約一本化」にあります。従来は「PLANNING COURSE」「PROTO BANK」「マーケティングシステム」等のサービス毎に個別のスタジオ契

約を締結する複雑な契約体系を採用しておりましたが、新中期経営計画フェニックスの期間中に、1つの契約により当社の全サービス（PLANNING COURSE 活用、PROTO BANK、コルゲート architecture、SEAG フィルム活用、プラチナプレミアコート活用、マーケティングシステム利用等）を加盟工務店がその時々必要に応じて自由に利用できる契約形態へと一本化することにより、スタジオ加盟意欲の最大化と加盟工務店の事業採算性向上を実現してまいります。これにより、建築家提案事業を通じて環境関連事業の販売チャネルを兼ね備える構造を確立し、ラグジュアリー住宅市場におけるリーディングカンパニーとしての地位の確立を図ります。

当該使途に係る充当時期は、設備投資及び人材関連支出については2026年11月から2030年2月期末までの間を予定しております。

④ 環境関連事業への新規投資資金（1,161百万円）

環境関連事業への新規投資資金として1,161百万円を充当いたします。環境関連事業は、地球環境の改善に資する新商材を全国の加盟工務店ネットワークを通じて社会実装する新規セグメントであり、新中期経営計画フェニックスにおいて、2027年2月期売上高754百万円から2030年2月期売上高3,901百万円への成長を計画しております。とりわけ環境関連事業セグメント全体の売上高は2030年2月期計画売上4,731百万円の約82%を占めることが期待されており、当社グループの将来の収益の柱とすべく最大規模の資本配分を行うことを想定している事業分野であります。本資金調達に当たっては、いずれも必須というわけではありませんが、将来の成長促進のために、当該セグメントを構成する4事業に対する投資を予定しており、その必要性についての算定根拠は以下のとおりであります。

a) 亜臨界水 ALIN 事業：合計 776 百万円

亜臨界水 ALIN 事業は、水を約 20 気圧・200 度前後の亜臨界流体とすることで発生する加水分解反応を利用し、有機物を低分子化して燃料・バイオガス原料・肥料原料等として資源化する廃棄物処理技術であります。当該技術は、廃棄物の分別が不要であること、焼却処理を要しないことから二酸化炭素発生量を大幅に抑制できること、及び残渣を有価物として再利用できることを最大の特徴とし、自治体（一般廃棄物処理）、セメントメーカー（代替燃料調達）、医療廃棄物処理事業者、食品製造会社（食品残渣処理）等の幅広い顧客層が想定されております。当該事業については、亜臨界水反応機の製造を担う企業との関係強化及び共同での研究開発を図ることが本事業成長のために重要な経営判断になると考えております。優先順位としては高くないものの、十分な資金調達が図れた場合には、プラントメーカーである三和テスコ（注）との資本業務提携としての出資 300 百万円、共同での亜臨界水反応処理技術を活用した中間処理施設建設等に 400 百万円、高性能本体の研究開発費 76 百万円を本資金から充当いたします。研究開発に関しては、亜臨界水処理後の残渣の二次利用のテスト費用や、それに合わせてのプラントの設計の適正化を以前より議論していますが、社会実装のためにはより高度なステージが必要であり、より収益性の高いシステムにするため、三和テスコとの共同研究を行うものです。これらは、2030 年 2 月期売上高 10 億円規模（今期予定収益 1 億円から 10 倍への成長）の達成を加速させるためには、必要となる投資であると考えております。

注）当該会社の概要は以下のとおりです。

代表者の役職・氏名	代表取締役会長 来山 哲二 代表取締役社長 村本 修
所在地	香川県高松市朝日町 4-1 1-6 77
事業内容	プラント設備製造
資本金	60,000,000 円（2026 年 7 月 2 日現在）
当会社間との関係	資本関係 当社と当該会社との間には記載すべき資本関係はありません。 人的関係 当社と当該会社との間には記載すべき人的関係はありません。 関連当事者への該当状況 当該会社は当社の関連当事者に該当しません。

b) コルゲート architecture 事業：合計 145 百万円

コルゲート architecture 事業は、当社の登録建築家の一人である遠藤秀平氏が実質的に経営する近未来建築社会実装機構株式会社（注）（以下「近未来建築社会実装機構」といいます。）が、韓国 ChungAm 社との提携のもと展開する波付鋼板（コルゲート鋼板）を用いた建築工法に関する事業であります。当該工法は、坪単価 40 万円前後での躯体建設を可能とし、発注工種が少ないため建設労働人口減少下における人手不足をカバーできること、構造上の特性により杭工事を省略できるケースが存在すること、及び製造・建設過程における脱炭素効果が高いこと等を技術的優位性として有しております。想定顧客は、富士山五合目来訪者施設や大手配送会社の荷捌きステーション等、ローコスト・短納期・省エネ性能が求められる商業施設・物流施設・公共施設であり、既に 2028 年 4 月開業予定の富士宮市の施設において採用が決定しております。当社は近未来建築社会実装機構との間で 3 年前に日本国内における独占的販売権契約を締結しておりますが、本資金調達に伴い同社株式を取得することにより、当社が建築家ネットワーク及びスタジオ網を通じて全国展開を担い、近未来建築社会実装機構が設計及び監理を担う役割分担を資本関係により強化いたします。優先順位としては高くはないものの、十分な資金調達が図れた場合には、同社の 40% 程度の株式取得に 50 百万円、波付鋼板の構造設計の高度化及び建築用途拡大に係る研究開発費並びに国土交通大臣評定及び特許取得費用 45 百万円を拠出いたします。さらにマーケティング費用として 50 百万円の合計 145 百万円の資金を充当予定です。コルゲート architecture 事業は 2030 年 2 月期に売上 20 億円超への成長を計画しており、環境関連事業セグメント全体の成長を牽引することが期待される事業であります。

注) 当該会社の概要は以下のとおりです。

代表者の役職・氏名	代表取締役	遠藤あかね
所在地		大阪府大阪市北区南扇町 7-2-210
事業内容		コルゲートアーキテクチャーを中心とした建築設計業
資本金		100,000 円（2026 年 7 月 2 日現在）
当事会社間の関係	資本関係	当社と当該会社との間には記載すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と当該会社との間には記載すべき人的関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の関連当事者に該当しません。

c) SEAG フィルム事業：合計 145 百万円

SEAG フィルム事業は、株式会社エコビジョン・トップライン（注）（以下「エコビジョン・トップライン」といいます。）が開発する開口部断熱フィルム事業であり、既存建物の窓ガラスに施工することで 1 平米あたり年間 150kWh の電力削減効果を実現する省エネ商材であります。国内既存建物の窓総面積は約 20 億平米と試算されており、そのうち仮に 5% に当該フィルムが施工された場合には年間約 15TWh（テラワット時）の電力削減ポテンシャルが存在することから、市場規模は極めて大きく、加えて新築需要に依存しない既存建物ストック市場を対象とすることから景気変動耐性も高い事業であります。優先順位としては高くはないものの、十分な資金調達が図れた場合には、当社はエコビジョン・トップラインとの事業提携のもと、同社株式を取得するための出資 50 百万円、フィルム性能向上及び施工方法の標準化に係る研究開発費並びに省エネ建材としての各種評定取得費用 45 百万円を拠出したいと考えております。さらにマーケティング費用として 50 百万円の合計 145 百万円を充当いたします。当該事業は、当社のスタジオ網及び加盟工務店を施工チャネルとして活用することにより、エコビジョン・トップライン単独では到達困難な全国施工網を短期間で構築できる点に当社グループとのシナジーが存在いたします。

注) 当該会社の概要は以下のとおりです。

代表者の役職・氏名	代表取締役	登坂健一
所在地		東京都港区浜松町一丁目 2 番 14 号
事業内容		建築資材の販売・リース
資本金		9,000,000 円（2026 年 7 月 2 日現在）
当事会社間の関係	資本関係	当社と当該会社との間には記載すべき資本関係はありません。

	ません。
人的関係	当社と当該会社との間には記載すべき人的関係はありません。
関連当事者への 該当状況	当該会社は当社の関連当事者に該当しません。

d) プラチナプレミアコート事業：合計 95 百万円

プラチナプレミアコート事業は、株式会社三和（代表者：代表取締役 大木彬、所在地：東京都大田区山王二丁目 3 番 12 号）が独自に開発した「抗菌」「抗カビ」「防臭」「すべりどめ」を目的とした塗料材であり、特定医療用塗料として厚生労働大臣認定を取得していることから、医療施設、介護施設、保育施設等における床面の衛生・安全性向上に資する商材であります。当該塗料の施工により、施設運営者は床清掃に要する人件費及び薬剤費を大幅に削減できることから、医療・介護・福祉分野における慢性的な労働力不足への対応策としての有用性が高く、加えて商業施設、飲食店、ホテル等への横展開も視野に入る商材であります。優先順位としては高くないものの、十分な資金調達が図れた場合には、株式会社三和との事業提携のもと、塗料性能の向上及び用途拡大に係る研究開発費 45 百万円の拠出を行う事とします。さらにマーケティング費用として 50 百万円の合計 95 百万円を充当いたします。本事業も、当社のスタジオ網を通じた建築物の建築・改修工事と一体的に提案することにより、塗料単品販売では到達困難な施工付き提案を実現できる点に当社グループとのシナジーが存在いたします。

以上 4 事業への合計 1,161 百万円の投資により、当社は環境関連事業セグメントを 2030 年 2 月期において当社の収益を牽引する事業へと育成し、同セグメントの売上高 3,901 百万円及び粗利益 1,610 百万円の達成を目指してまいります。当該使途に係る充当代金は、各対象会社の株式取得に係る出資金については 2027 年 1 月から 2027 年 11 月までの間、マーケティング費用、研究開発費及び評定取得費並びにプラント建設費については 2027 年 1 月から 2030 年 2 月期末までの間を予定しております。

⑤ 海外・IT 事業への新規投資資金：（380 百万円）

海外・IT 事業への新規投資資金として 380 百万円を充当いたします。海外・IT 事業は、当社が 2026 年 3 月 31 日付で全株式を取得し完全子会社化したカナダの PERMITS AI 社を軸として、AI を活用した次世代型都市インテリジェンスプラットフォームを国内外で展開するセグメントであります。同社の株式取得価額は約 5,188 万円でありましたが、当該取得は同社の事業化を本格的に推進するための入口の取引であり、本資金調達による 380 百万円の追加投入によって本格的に事業として立ち上がる性質のものであります。

PERMITS AI 社は、リアルタイム地理空間データ、ゾーニング（用途地域）解析、生成 AI による設計支援、並びに持続可能な都市シミュレーション機能を統合した「AI 駆動型都市設計プラットフォーム」を開発するソフトウェア企業であり、建築家及び都市設計者にとつての「インテリジェントな共同操縦者（Co-Pilot）」として、コンセプト立案から法令適合設計までの建築実務プロセスを劇的に短縮することを技術コンセプトとしております。同社の設立は 2023 年であり、当社による買収時点では事業活動は休眠状態にあったため、当社による完全子会社化以降、本格的な研究開発・事業開発投資を要する段階に至っております。現在まだ人員体制等は買収時の 3 名のままでありますが、本件資金により開発人員を 2 名程度拡充し、開発体制を整える予定です。当社グループ内における当該事業の戦略的位置付けは、(i) 建築家提案事業及び環境関連事業を含む当社の建築実務プロセス全体の AI ネイティブ化を加速させる社内 DX 基盤として活用すること、(ii) 同プラットフォームを単独の SaaS サービスとして国内外の建築家・設計事務所・自治体に外販することによる新たな収益柱の構築、及び(iii) 北米及びオセアニア市場における当社グループの事業拠点としての機能発揮、の 3 点に集約されます。

本資金から充当する 380 百万円の主要使途は以下のとおりであります。

- ・ 第一に、PERMITS AI 社の AI 駆動型都市設計プラットフォームに係る研究開発であり、機械学習モ

デルの学習データ整備、生成 AI モデル（建築設計向け大規模言語モデル及び画像生成モデル）のファインチューニング、地理空間データ基盤の構築、並びに各国の建築基準法令・ゾーニング規則のデータベース化に係る費用が含まれます。

- ・第二に、設計ワークフローのAIアシスタント機能の高度化であり、建築家が日常的に使用するCADソフトウェア及びBIMソフトウェアとの連携API、設計レビューの自動化機能、並びに法令適合チェック機能の開発費用が含まれます。
- ・第三に、持続可能な都市シミュレーション機能の統合であり、エネルギー消費シミュレーション、日影・通風解析、災害リスク評価機能等の組み込みに係る費用が含まれます。
- ・第四に、日本市場への導入に係る適合開発費用であり、日本の建築基準法、都市計画法、各自治体の用途地域条例等への対応開発、及び日本語UI整備に係る費用が含まれます。

AI事業の収益化スケジュールにつきましては、新中期経営計画フェニックスでの海外・IT事業において、2027年2月期売上高50百万円から、2028年2月期50百万円、2029年2月期80百万円、2030年2月期100百万円と大きくは計画しておりませんが、これらの新規投資により、技術開発の進捗、各国市場への適合開発の完了、及び当社の建築家ネットワーク及び海外提携先を通じたチャネル構築の進展を可能にするものであり、保守的な現状の計画を大きく上回る成長が見込める投資として算定されたものであります。

当該使途に係る充当期は、2027年1月から2030年2月期末までの間を予定しております。なお、PERMITS AI社に対する追加投資は完全子会社に対するグループ内資本投入として実行されるものであり、当社の連結財務諸表上は研究開発費及び無形固定資産（ソフトウェア）として処理される予定であります。

⑥ 運転資金への充当（653百万円）

運転資金への充当として653百万円を計上いたします。当社は、2024年3月期以降、買収子会社の業績不振、管理体制の混乱及びコスト増大により大幅な営業損失を計上しており、直近の2026年2月期（11か月の変則決算）におきましては、売上高658百万円、営業損失559百万円、親会社株主に帰属する当期純損失600百万円を計上し、同期末時点で223百万円の債務超過に陥っております。2027年2月期につきましては、連結子会社の売却・整理を含む事業再編の効果及び新中期経営計画フェニックスの初年度施策により、売上高1,332百万円、営業利益48百万円、経常利益38百万円、親会社株主に帰属する当期純利益38百万円への黒字転換を見込んでおりますが、当該業績予想は新規事業の収益化が計画通り進捗することを前提とするものであり、収益構造の転換過程にある一定期間においては、事業活動から創出される収益のみをもって運転資金の全額を賄うことが困難な状況が見込まれます。本資金調達のうち653百万円を運転資金として確保することは、かかる収益構造の転換期間における財務基盤の安定確保のために不可欠であり、その内訳及び算定根拠は以下のとおりであります。

まず、管理本部の人員補充を含むガバナンス体制強化のための人材確保資金として276百万円を充当いたします。当社は過去のM&A案件において、買収子会社のモニタリング不全、内部統制の機能不全、及び連結決算プロセスの混乱等の課題を経験してきたところであり、これらの再発防止のため、新中期経営計画フェニックスにおいては、内部統制を「経営を縛る守りの仕組み」から「攻めの武器」へと再定義し、J-SOX対応の本来の趣旨に立ち返って「数字が歪むリスクの所在」に焦点を絞った実効性重視の統制体系へと刷新する方針を打ち出しております。また、直近では管理部門管掌取締役の辞任に伴い、代表取締役の丸山が一時的に管理部門管掌取締役になっております。当該業務に関しては、現在、監査等委員及び内部監査室の継続的なチェック体制の下にありますが、今後、当社のガバナンス体制強化の観点からより適切な人材を新たに管理部門担当取締役として選定し、株主総会を通じての選任を目指す方針であります。具体的な施策としては、(i)経営会議による直接統制を全社的統制（ELC）の核とし、責任者及び承認根拠を明確化する統制構造の構築、(ii)取締役会の運営健全性の継続監視を担うガバナンス委員会の新設、(iii)管理本部における経理・財務・法務・内部監査の各機能を担う実務人材の中途採用及びそれを管理監督する取締役候補の選任、及び(iv)子会社管理

及び連結決算プロセスを統括する管理職層の補強等が挙げられます。本人件費は、上記中途採用に係る年間人件費（採用想定人員 6 名及び想定平均年収 15 百万円及び紹介手数料等を踏まえた所要額）を、本資金充当期間にわたって計上する性質のものであり、276 百万円は採用後の定着期間を含めた所要見込額として算定しております。

次に、全社的な DX 化推進費用として 2 百万円、その他全社共通の運営費用として 42 百万円を充当いたします。全社 DX 化推進費用は、上記②で記述した建築家提案事業セグメント固有の DX 投資（8 百万円）とは別に、経理・人事・労務等の管理部門におけるクラウド型基幹システムの導入及び運用に係る費用を計上したものであります。その他全社共通の運営費用 42 百万円は、IR 活動費用、適時開示及び有価証券報告書等の法定開示書類作成支援費用、並びに監査法人報酬の増加分等を含むものであり、上場会社としての継続的な情報開示及び監査対応の質的向上を支える費用として位置付けられます。

最後に、事業環境の変化に機動的に対応するための予備運転資金として 333 百万円を確保いたします。当社の事業環境は、建築家提案事業における加盟工務店の経営動向、環境関連事業における提携先各社の研究開発進捗及び市場受容性、海外・IT 事業における PERMITS AI 社の技術開発進捗及び海外市場の規制動向等、複数の不確実要素を内包しております。当社は、こうした不確実性に対する備えとして、本資金調達金額の約 10%相当の予備運転資金を確保し、事業計画上の前提に重要な変動が生じた場合に、特定事業への追加投入又は事業計画の修正に伴う暫定的な運転資金需要に充当する方針であります。当該予備運転資金の使用にあたっては、後述のガバナンス委員会の事前審議を経ることとし、使途の透明性及び規律を確保いたします。

以上、運転資金 653 百万円の確保は、当社が中期経営計画フェニックスを着実に遂行し、2027 年 2 月期の黒字転換及び 2030 年 2 月期の売上高 4,731 百万円・営業利益 1,050 百万円の達成という事業目標を実現するための財務基盤の安定化に資するものであります。当該使途に係る充当期は、人材確保資金については 2026 年 12 月から 2030 年 2 月期末までの間、DX 化推進費用及びその他全社共通の運営費用については 2026 年 11 月から 2029 年 2 月期末までの間、予備運転資金については 2027 年 2 月から 2028 年 2 月期末までの間を予定しております。

なお、本資金調達後の本新株予約権の行使の進捗が当初計画より遅延する場合は、各使途への充当期及び規模を機動的に調整するとともに、必要に応じて、既存の借入金の返済期限の延長等の条件変更や追加借入の交渉、又は別途の資金調達手段により当面の運転資金需要に対応する方針であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、新中期経営計画フェニックスにおいて掲げた諸施策（建築家提案事業の収益力強化、環境関連事業及び海外・IT 事業の本格展開）の着実な推進を図るとともに、財務基盤の強化に資するものと考えております。これにより、中長期的な収益力の向上及び事業ポートフォリオの拡充が期待され、当社の企業価値の向上に寄与するものと考えております。以上を踏まえ、本資金調達は、当社の成長戦略の実現に資するものであり、結果として当社の既存株主の利益にも資することが期待されることから、本資金の使途は合理性を有していると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である茄子評価株式会社（代表者：代表取締役 那須川 進一、所在地：東京都港区麻布十番一丁目 2 番 7 号 ラフィネ麻布十番 701 号室、以下、「茄子評価」といいま

す。)に依頼しました。当社は、茄子評価が第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定いたしました。

なお、茄子評価と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

茄子評価は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、茄子評価は、評価基準日（2026年9月25日）における市場環境等を考慮し、当社の評価基準日終値（115円）、株価変動性（日次）（12.24%）、予定配当率（0.00%）、無リスク金利（1.63%）、売却コスト（売却価格のディスカウント）（3.00%）、売却コスト（売却による株価の下落率）（1.50%）、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しております。

当社は、茄子評価が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額の15円としました。本新株予約権の行使価額につきましては、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、修正日に、当該修正日に先立つ5連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も低い値の100%に相当する金額に修正されるものとし、当初行使価額については2026年9月25日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額、下限行使価額については当該終値の50%に相当する金額（1円未満の端数切上げ）にそれぞれ設定されております。なお、下限行使価額は、類似の新株予約権の発行例においても下限行使価額は発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額以上に設定されているものと理解しており、可能な限り行使の蓋然性を高める観点から、本新株予約権の下限行使価額の設定は特に不合理な水準ではないと考えております。

以上のことから、新株予約権の行使価額は当社株式の最近6か月間の終値の平均値である273円（円位未満を四捨五入）及び発行決議日直前取引日の当社株価の終値である115円と比べて過度に低い水準となることはないこと、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、茄子評価がかかる行使価額を含む公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、茄子評価の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査等委員会（委員総数3名中3名が社外取締役）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である茄子評価が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及び株価変動性（日次）、行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は28,000,000株（議決権数280,000個）であり、2026年4月23日現在の当社発行済株式総数及び総議決権数を基準として、2026年4月24日付株式分割を考慮した当社発行済株式総数114,860,220株及び総議決権数1,147,100個を分母とする希薄化率は24.38%（議決権ベースの希薄化率は24.41%）に相当します。

そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「3. 調達する資金の額、

使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは今後の注力分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は6,066,551株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。なお、上記のとおり、当社は、割当予定先に対して行使停止を要請することができますので、この仕組みによって、急激な希薄化を抑えることもできます（但し、本行使コミットに基づく割当予定先の義務は消滅します。）。

したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
② 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組 成 目 的	投資目的	
⑤ 組 成 日	2006年12月	
⑥ 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル 純資産：約222.9百万米ドル（2026年7月31日現在）	
⑦ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Tiger Holdings Ltd. (Tiger Holdings Ltd. の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)	
⑧ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	12億1,905万8,875円
⑩ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年9月25日現在におけるものです。

※当社は、EJSにより紹介された割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

また、上記とは別に、割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏が反社会的勢力の影響を受けているか否かにつきまして、第三者信用調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(代表取締役：中村勝彦、所在地：東京都目黒区上目黒4丁目2番4号)へ調査を依頼しました。

そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年9月15日において、

当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。さらには、当社独自の調査として口頭での確認に加えてインターネット検索による調査を行い、割当予定先の株主及び出資者が反社会的勢力との繋がりやその影響を受けているようなニュース、ネット記事、風評がないことを確認しております。その結果、当社として割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関わりがないと判断し、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

かかる目的をもって2026年8月にEJSに相談していたところ、同月にEJSから本資金調達に関する提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、本社債により即座に資金を調達できることに加えて、株式ではなく、新株予約権を発行することから株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、かつ、既存株主の利益に配慮しながら、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。

割当予定先であるEVO FUNDは、2001年に設立されたEVOLUTIONの中核となる投資ファンドです。その国内代理人であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社（関東財務局長（金商）第20号）は、東京都千代田区のニューオータニガーデンコートに専門チームを設置し、資金調達のアレンジメント業務、案件の執行及び発行後の運用管理を担っております。EVO FUNDは、取締役の派遣等による経営関与を行わない純投資を基本としており、国内の上場企業に対する新株予約権の第三者割当において、参照株価に対するディスカウントを設けない新株予約権（EVO-ZERO®）による投資を主としております。また、発行会社のニーズに応じ、ゼロクーポン無担保社債を額面100%（パー）で取得買取することをはじめ、短期の資金需要に対応した資金調達手段も提供しております。同社の手法は、発行会社の経営の自由度を確保する観点から、将来の証券及び株式発行を制限せず、今後の資金調達に係る優先交渉権及び先買権を付さない設計を特徴としております。また、スワップにより保有実態を不透明化する手段を用いない方針とされております。EVO FUNDには、こうした設計及び方針を独自の標準として他社に先駆けて確立し、25年以上にわたり日本株への投資を継続してきた実績があります。グループとしては、上場企業70社超に対する第三者割当案件として150件超、累計調達金額約1.4兆円（注1）に上り、2023年以降、国内第三者割当リーグテーブルにおいて毎年第1位を獲得しております（注2）。

（注1）EJSが当初想定調達金額を元に算出しております。

（注2）出所：EJS作成資料

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本割当契約を締結します。

- (ア) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他のMSCB等の転換等により交付される株式数とあわせて、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は制限超過行使を行わないこと。
- (イ) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (ウ) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
- (エ) 前号に従い本新株予約権が譲渡された場合、当社は当該譲渡先との間でも上記各号と同様の内容を約し、当該譲渡先がさらに他の第三者に譲渡する場合も同様の内容を約するものとする。

さらに、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要します。

また、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及び金融機関の 2026 年 8 月 31 日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権及び本社債の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないこと、また、各本新株予約権の行使時期は重ならない想定であることから、割当予定先は本新株予約権の行使に当たっても十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、大株主である丸山雄平氏は、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先への貸株を行う予定です（契約期間：2026 年 9 月 28 日～2027 年 5 月 24 日、貸借株数：5,700,000 株、貸株利率：0.0%、担保：無し）。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2026 年 8 月 31 日現在）		募集後
株主名	持株比率	持株比率
CORE PACIFIC-YAMAICHI INTERNATIONAL (H. K.) LIMITED A/C CLIENT	14.19%	11.41%
丸山雄平	9.76%	7.85%
魚落美栄子	2.22%	1.79%
株式会社ピュア・クリエイト	2.05%	1.65%
楽天証券株式会社共有口	0.55%	0.44%
中谷宅雄	0.55%	0.44%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	0.50%	0.40%
浅山 忠彦	0.44%	0.35%
株式会社イン・コントロール	0.43%	0.34%
香川証券株式会社	0.39%	0.32%

(注) 1. 持株比率は 2026 年 8 月 31 日現在の株主名簿を基準としております。

2. 2026 年 8 月 21 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、下記のとおり BEHR DIMITRI PHILIP 氏が所有している旨の内容の記載があります。なお、株券貸借契約により、BEHR DIMITRI PHILIP 氏が、ピークユナイテッドマネジメントリミテッドに対して 27,000,000 株の貸株を行っている旨の記載があり、当社としても、2026 年 8 月 24 日時点及び 9 月 25 日時点において、BEHR DIMITRI PHILIP 氏より、同氏による株式の売却は行われておらず、当該持分の実質的所有者は引き続き同氏である旨の説明を口頭で受けておりますが、2026 年 8 月 31 日現在における同氏の実質所有株式数については書面等での確認ができないため、上記大株主の状況は株主名

簿の記載内容に基づいて記載しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
BEHR DIMITRI PHILIP	東京都港区	27, 113, 470	23. 61

3. 割当予定先による本新株予約権の保有目的は純投資であり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した株式については長期保有を約していないため、募集後の「大株主及び持株比率」は記載しておりません。

4. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当は当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与するものであり、今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」記載の資金使途に充当することにより、当社の中長期的な事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化に繋がるものと考えております。なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されることから、当社は、実際の行使状況や研究開発の進捗状況等を踏まえて、それぞれの資金使途ごとに支出金額・時期を決めていく方針です。開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、新株予約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないことから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2024年3月期	2025年3月期	2026年2月期
売上高	592,868千円	897,496千円	658,989千円
営業損失(△)	△216,506千円	△112,288千円	△559,032千円
経常損失(△)	△236,217千円	△92,982千円	△550,658千円
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△361,355千円	△79,904千円	△600,493千円
1株当たり当期純損失(△)	△49.17円	△8.83円	△53.18円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
1株当たり純資産	6.86円	9.84円	△19.45円

(注) 2026年2月期につきましては、事業年度の変更に伴い、2025年4月1日から2026年2月28日までの11か月間となっております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2026年8月31日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	114,860,220	100.0%
現時点の行使価額における潜在株式数	－	－

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2026年2月期
始 値	16.1円	20.1円	16.1円
高 値	31.2円	23.7円	209.9円
安 値	12.9円	12.7円	13.7円

終 値	20.0 円	16.3 円	199.1 円
-----	--------	--------	---------

(注) 当社は 2025 年 3 月 17 日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行い、2026 年 4 月 24 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行っており、株価については、当該株式分割があったものとして計算をしております。

② 最近 6 か月間の状況

	2026 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
始 値	308.0 円	645.0 円	330.0 円	268.0 円	86.0 円	199.0 円
高 値	720.0 円	648.0 円	450.0 円	277.0 円	283.0 円	219.0 円
安 値	234.3 円	303.0 円	224.0 円	84.0 円	68.0 円	115.0 円
終 値	615.0 円	325.0 円	269.0 円	88.0 円	209.0 円	115.0 円

(注 1) 2026 年 4 月 24 日付で普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行っており、2026 年 4 月の株価については、当該株式分割があったものとして計算をしております。

(注 2) 2026 年 9 月の株価については、2026 年 9 月 25 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026 年 9 月 25 日現在
始 値	120 円
高 値	122 円
安 値	115 円
終 値	115 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

【第三者割当による新株式の発行】

払込期日	2024 年 3 月 28 日
資金調達額	264,000,000 円
発行価額	1 株につき 480 円
募集時における発行済株式数	2,455,399 株
当該募集による発行株式数	550,000 株
募集後における発行済株式総数	3,005,399 株
割当先	株式会社 T. MAKE 250,000 株 ASAHI EITOホールディングス株式会社 100,000 株 中日実業株式会社 100,000 株 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 100,000 株

【調達資金の額及び資金使途等】

調達資金の合計	249,540,000 円 (差引手取概算額)
発行時における当初の資金使途	ビジネスサポート事業向仕入資金等 : 34,400 千円 ASJ サテライト開設費用 : 97,600 千円 暮らし関連事業向け資金 : 28,340 千円 海外関連事業向け運転資金 : 27,000 千円 投資関連事業向け運転資金 : 4,200 千円 経営高度化資金 : 33,000 千円 借入金返済資金 : 25,000 千円
発行時における資金支出時期	ビジネスサポート事業向仕入資金等 2024 年 4 月～12 月 ASJ サテライト開設費用 2024 年 3 月～9 月 暮らし関連事業向け資金 2024 年 4 月～6 月 海外関連事業向け運転資金 2024 年 4 月～9 月 投資関連事業向け運転資金 2024 年 4 月～6 月 経営高度化資金 2024 年 4 月～2025 年 3 月 借入金返済資金 2024 年 4 月～9 月
現時点における充当状況	ビジネスサポート事業向仕入資金等 : 34,400 千円充当しました。 ASJ サテライト開設費用 : 97,600 千円充当しました。 暮らし関連事業向け資金 : 28,340 千円充当しました。

	海外関連事業向け運転資金：27,000 千円充当しました。 投資関連事業向け運転資金：4,200 千円充当しました。 経営高度化資金：33,000 千円充当しました。 借入金返済資金：25,000 千円充当しました。
--	---

【第三者割当による新株予約権の発行】

割当日	2024 年 4 月 28 日
発行時における調達予定資金の額	385,512,000 円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：1,512,000 円 新株予約権行使による調達額：384,000,000 円
新株予約権の総数	8,000 個
発行価額	1,512,000 円 (新株予約権 1 個につき 189 円)
募集時における発行済株式総数	2,455,399 株
当該発行による潜在株式数	800,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
行使価額	1 株につき 480 円
割当先	株式会社 T. MAKE 400,000 株 マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 300,000 株 ASAHI EITOホールディングス株式会社 100,000 株
現時点における行使状況	行使済の新株予約権 8,000 個 (残新株予約権 0 個)

【調達資金の額及び資金使途等】

調達資金の合計	385,512,000 円 (差引手取概算額)
発行時における当初の資金使途	ビジネスサポート事業向仕入資金等：82,800 千円 A S J サテライト開設費用：42,100 千円 暮らし関連事業向け資金：102,560 千円 海外関連事業向け運転資金：13,000 千円 投資関連事業向け運転資金：101,252 千円 経営高度化資金：28,800 千円 借入金返済資金：15,000 千円
発行時における資金支出時期	ビジネスサポート事業向仕入資金等 2024 年 7 月～2026 年 3 月 A S J サテライト開設費用 2025 年 1 月～2025 年 6 月 暮らし関連事業向け資金 2024 年 7 月～2026 年 3 月 海外関連事業向け運転資金 2024 年 10 月～2026 年 3 月 投資関連事業向け運転資金 2024 年 7 月～2026 年 3 月 経営高度化資金 2024 年 7 月～2026 年 3 月 借入金返済資金 2024 年 10 月～2025 年 3 月
現時点における充当状況	ビジネスサポート事業向仕入資金等：82,800 千円充当しました。 A S J サテライト開設費用：42,100 千円充当しました。 暮らし関連事業向け資金：102,560 千円充当しました。 海外関連事業向け運転資金：13,000 千円充当しました。 投資関連事業向け運転資金：101,252 千円充当しました。 経営高度化資金：28,800 千円充当しました。 借入金返済資金：15,000 千円充当しました。

11. 発行要項

別紙記載のとおり

以上

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

第5回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社第5回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 4,200,000 円 (本新株予約権 1 個当たり 15 円)
3. 申込期日 2026 年 10 月 14 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 10 月 14 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 28,000,000 株 (本新株予約権 1 個当たり 100 株 (以下、「割当株式数」という。)) とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 280,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 15 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額 (以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付 (当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。) する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。) は、当初 115 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の 2 取引日 (株式会社東京証券取引所 (以下、「取引所」という。) において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。) 後に初回の修正がなされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正が行われる (以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本号に基づく修正が行われる場合、行使価額は、各修正日に、当該修正日に先立つ 5 連続取引日 (以下、「価格算定期間」という。) の各取引日 (但し、終値が存在しない日を除く。) において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうちの最も低い値の 100% に相当する金額 (但し、当該金額が下限行使価額 (以下に定義する。) を下回る場合、下限行使価額とする。) に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、いずれかの価格算定期間内の取引日において第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
 - (2) 本項第(1)号にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第 436 条第 1 項に定義する制限超過行使 (以下、「制限超過行使」という。) に該当する場合であって、本項第(1)号の計算によると当該行使に係る行使価額が 2026 年 9 月 28 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値 (本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行う。) (以下、「発行決議日終値」という。) を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。
 - (3) 本新株予約権の行使価額の下限 (以下、「下限行使価額」という。) は、当初 58 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下、「行使価額

調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{1}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、又は当社の株式報酬制度に基づき当社の取締役その他の役員又は使用人に対し当社普通株式を新たに発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

- ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

1 2. 本新株予約権の行使期間

2026年10月15日から2027年5月17日までとする。

1 3. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

1 4. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の2週間以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までには本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2027年5月17日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、残存する本新株予約権の全部を取得する。

1 5. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

1 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

1 7. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知

され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 大阪中央支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。